

令和3年度福島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和3年度福島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,575,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,124,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		245,311	201	245,512
	1 財産運用収入	245,311	201	245,512
2 繰入金		46,503,156	24,575,345	71,078,501
	1 一般会計繰入金	25,057,845	24,575,144	49,632,989
	2 基金繰入金	21,445,311	201	21,445,512
歳入合計		84,548,467	24,575,546	109,124,013

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		84,548,467	24,575,546	109,124,013
	1 公 債 費	84,548,467	24,575,546	109,124,013
歳 出 合 計		84,548,467	24,575,546	109,124,013

令和3年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度福島県土地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,246,684千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,651,019	△1,637,601	13,418
	1 財産運用収入	1,019	△725	294
	2 財産売却収入	1,650,000	△1,636,876	13,124
2 繰入金		1,650,000	△1,609,082	40,918
	1 基金繰入金	1,650,000	△1,609,082	40,918
3 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
歳入合計		3,301,020	△3,246,684	54,336

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 基金管理費		1,020	△726	294
	1 基金管理費	1,020	△726	294
2 土地取得事業費		1,650,000	△1,609,082	40,918
	1 公共用地取得事業費	1,650,000	△1,609,082	40,918
3 繰出金		1,650,000	△1,636,876	13,124
	1 基金繰出金	1,650,000	△1,636,876	13,124
歳出合計		3,301,020	△3,246,684	54,336

令和3年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ730,852千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,701,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		45,131,778	3,224,542	48,356,320
	1 負担金	45,131,778	3,224,542	48,356,320
2 国庫支出金		55,361,140	△5,235,882	50,125,258
	1 国庫負担金	32,945,165	△4,919,230	28,025,935
	2 国庫補助金	22,415,975	△316,652	22,099,323
4 前期高齢者交付金		58,981,368	1,180,783	60,162,151
	1 前期高齢者交付金	58,981,368	1,180,783	60,162,151
5 共同事業交付金		227,201	△2,994	224,207
	1 共同事業交付金	227,201	△2,994	224,207
6 財産収入		134	△19	115
	1 財産運用収入	134	△19	115
7 繰入金		10,509,561	△686,086	9,823,475
	1 一般会計繰入金	10,194,561	△506,086	9,688,475

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	315,000	△180,000	135,000
8 繰越金		4,067,967	806,693	4,874,660
	1 繰越金	4,067,967	806,693	4,874,660
9 諸収入		153,490	△17,889	135,601
	4 雑入	142,079	△17,889	124,190
歳入	合計	174,432,639	△730,852	173,701,787

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		96,900	△16,020	80,880
	1 総 務 管 理 費	72,463	△2,655	69,808
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	23,959	△13,365	10,594
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		136,865,447	92,170	136,957,617
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	136,865,447	92,170	136,957,617
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		24,394,588	△1,139,535	23,255,053
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	24,394,588	△1,139,535	23,255,053
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		75,439	△31,117	44,322
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	75,439	△31,117	44,322
5 介 護 納 付 金		8,518,911	△152,704	8,366,207
	1 介 護 納 付 金	8,518,911	△152,704	8,366,207
6 病 床 転 換 支 援 金 等		1,140	△1,055	85
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	1,140	△1,055	85
7 共 同 事 業 拠 出 金		250,113	△21,592	228,521

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 共同事業拠出金	250,113	△21,592	228,521
8 財政安定化基金支出金		180,000	△180,000	0
	1 財政安定化基金支出金	180,000	△180,000	0
9 保健事業費		45,009	△31,806	13,203
	1 保健事業費	45,009	△31,806	13,203
10 基金積立金		11,545	△19	11,526
	1 基金積立金	11,545	△19	11,526
12 諸支出金		2,993,547	674,919	3,668,466
	1 償還金及び還付加算金	2,924,923	684,815	3,609,738
	2 市町村助成金	68,624	△9,896	58,728
13 繰出金		0	75,907	75,907
	1 繰出金	0	75,907	75,907
歳出	合計	174,432,639	△730,852	173,701,787

令和3年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,773千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,983千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		80,761	△4,266	76,495
	1 繰越金	80,761	△4,266	76,495
3 諸収入		89,775	△7,507	82,268
	2 貸付金元利収入	89,612	△7,507	82,105
歳入合計		175,756	△11,773	163,983

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	母子父子寡婦福祉資金費 貸付事業	175,756	△11,773	163,983
	1 母子父子寡婦福祉資金費 貸付事業	175,756	△11,773	163,983
歳 出 合 計		175,756	△11,773	163,983

令和3年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第1号）

令和3年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158,157千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ593,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		13,293	△599	12,694
	1 繰 越 金	13,293	△599	12,694
3 諸 収 入		421,906	158,756	580,662
	2 貸 付 金 元 利 収 入	421,868	158,756	580,624
歳 入 合 計		435,199	158,157	593,356

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業高度化資金 貸付事業費		359,201	158,756	517,957
	1 中小企業高度化資金 貸付事業費	359,201	158,756	517,957
2 小規模企業等設備導入資金 貸付事業費		75,998	△599	75,399
	1 小規模企業等設備導入資金 貸付事業費	75,998	△599	75,399
歳 出 合 計		435,199	158,157	593,356

令和3年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,772千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,862,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2	△2	0
	1 負 担 金	2	△2	0
2 使用料及び手数料		539,782	13,459	553,241
	1 使 用 料	539,782	13,459	553,241
3 財 産 収 入		735,579	△63,243	672,336
	1 財 産 売 払 収 入	1	△1	0
	2 財 産 運 用 収 入	735,578	△63,242	672,336
4 繰 入 金		3,014,476	△561,120	2,453,356
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,014,476	△561,120	2,453,356
5 繰 越 金		1	99,762	99,763
	1 繰 越 金	1	99,762	99,763
6 諸 収 入		240	654,016	654,256
	1 雑 収 入	240	654,016	654,256

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県債		2,518,100	△88,100	2,430,000
	1 県債	2,518,100	△88,100	2,430,000
歳入合計		6,808,180	54,772	6,862,952

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小名浜港港湾整備事業費		3,803,984	△116,999	3,686,985
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	1,939,662	△107,900	1,831,762
	2 荷 役 機 械 整 備 費	1,746,432	△9,099	1,737,333
2 相馬港港湾整備事業費		2,974,302	△184,299	2,790,003
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,894,965	△180,309	2,714,656
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	10,273	△1,892	8,381
	4 荷 役 機 械 整 備 費	43,105	△2,098	41,007
3 中之作港港湾整備事業費		2,894	272	3,166
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,894	272	3,166
5 港 湾 整 備 事 業 費		0	355,798	355,798
	1 一 般 会 計 繰 出 金	0	355,798	355,798
歳 出 合 計		6,808,180	54,772	6,862,952

第 2 表 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 小名浜港港湾整備事業費			451,291
	1 ふ頭埋立造成費		330,151
		ふ頭埋立造成費	330,151
	2 荷役機械整備費		121,140
		荷役機械管理運営費	121,140
2 相馬港港湾整備事業費			874,255
	1 ふ頭埋立造成費		874,255
		災害復旧費	874,255
合	計		1,325,546

(2) 変 更

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 小名浜港港湾整備事業費			200,000	559,183
	2 荷役機械整備費		200,000	559,183
		荷役機械建造費		200,000
合	計		200,000	559,183

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	573,600	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	573,400	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
荷 役 機 械 建 造 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	631,500				631,400			
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	200,000				112,400			
災 害 復 旧 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	1,113,000				1,112,800			
計	2,518,100				2,430,000			

令和3年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第2号）

令和3年度福島県証紙収入整理特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額2,999,484千円のうちで、歳入を補正する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		2,949,019	△7,987	2,941,032
	1 証紙収入	2,949,019	△7,987	2,941,032
2 繰越金		50,464	7,987	58,451
	1 繰越金	50,464	7,987	58,451
歳入合計		2,999,484	0	2,999,484

令和3年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

令和3年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124,298千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		230	△120	110
	1 財産運用収入	230	△120	110
3 繰入金		125,784	△80,080	45,704
	1 一般会計繰入金	114,643	△75,419	39,224
	2 基金繰入金	11,141	△4,661	6,480
5 諸収入		251,332	△44,098	207,234
	2 貸付金元利収入	251,291	△45,567	205,724
	3 雑収入	40	1,469	1,509
歳入合計		457,521	△124,298	333,223

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		457,521	△124,298	333,223
	1 奨学資金貸付事業費	457,521	△124,298	333,223
歳 出 合 計		457,521	△124,298	333,223

令和3年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	6,728,260千円	2,629,993千円	9,358,253千円
第1項 営業収益	4,426,717千円	△420,917千円	4,005,800千円
第2項 営業外収益	2,301,543千円	1,804,590千円	4,106,133千円
第3項 特別利益	0千円	1,246,320千円	1,246,320千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	8,238,609千円	619,147千円	8,857,756千円
第1項 営業費用	7,696,101千円	△106,875千円	7,589,226千円
第2項 営業外費用	209,095千円	△21,008千円	188,087千円
第3項 特別損失	333,413千円	747,030千円	1,080,443千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額352,036千円は、繰越

工事資金17,416千円、当年度分損益勘定留保資金334,620千円で補填するものとする。)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	3,070,727千円	△991,735千円	2,078,992千円
第1項 企業債	485,400千円	△199,500千円	285,900千円
第2項 補助金	1,365,908千円	△602,408千円	763,500千円
第3項 出資金	785,308千円	△429千円	784,879千円
第4項 負担金等	434,087千円	△189,374千円	244,713千円
第5項 諸収入	24千円	△24千円	0千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,403,122千円	△972,094千円	2,431,028千円
第1項 建設改良費	2,256,919千円	△990,537千円	1,266,382千円
第2項 固定資産購入費	31,356千円	1,028千円	32,384千円
第5項 還付金及び返納金	0千円	17,415千円	17,415千円

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	485,400千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行	年10%以内	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条

	2	借入資金	債券の発行価格は、知事が定める。 政府資金その他	利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
--	---	------	-----------------------------	---	--

	補	正	後		
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
建設改良費	285,900千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
-----	-------	-------	---

職員給与費

214,572千円

1,807千円

216,379千円

令和3年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 工業用水道事業収益	3,004,253千円	△20,502千円	2,983,751千円
第1項 営業収益	2,581,861千円	10,835千円	2,592,696千円
第2項 営業外収益	400,797千円	△16,872千円	383,925千円
第3項 特別利益	21,595千円	△14,465千円	7,130千円
支出			
第1款 工業用水道事業費用	2,978,155千円	△85,229千円	2,892,926千円
第1項 営業費用	2,848,126千円	△70,996千円	2,777,130千円
第3項 特別損失	25,899千円	△14,233千円	11,666千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,741,464千円は、過年度分損益勘定留保資金668,792千円及び当年度分損益勘定留保資金1,072,672千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	2,334,307千円	△545,732千円	1,788,575千円
第1項 企 業 債	2,334,300千円	△605,400千円	1,728,900千円
第2項 国庫支出金	1千円	59,668千円	59,669千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	3,940,670千円	△410,631千円	3,530,039千円
第1項 建設改良費	2,505,353千円	△411,604千円	2,093,749千円
第2項 企業債等償還金	1,435,316千円	973千円	1,436,289千円

(継続費の補正)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	補 正 前	総 額	年 度	年 割 額			
1	資本的支出	1	建設改良費	導水管布設工事(横山)	460,000千円	令和2年度	200,000千円	
							令和3年度	260,000千円
				緊急遮断弁無線設備更新工事	300,000千円	令和2年度	230,000千円	
							令和3年度	70,000千円
			量水器更新工事(株)IHI	7,000千円	令和2年度	0千円		
					令和3年度	7,000千円		

款	項	補 正 後	総 額	年 度	年 割 額
		鹿島線配水管布設替工事	198,000千円	令和3年度	99,000千円
				令和4年度	99,000千円
		導水管布設工事（江畑）	500,000千円	令和3年度	250,000千円
				令和4年度	250,000千円
1	資本的支出	1	建設改良費	導水管布設工事（横山）	428,258千円
				令和2年度	200,000千円
				令和3年度	228,258千円
				緊急遮断弁無線設備更新工事	283,628千円
				令和2年度	230,000千円
				令和3年度	53,628千円
				量水器更新工事（㈱IHI）	4,202千円
				令和2年度	0千円
				令和3年度	4,202千円
				鹿島線配水管布設替工事	139,000千円
				令和3年度	40,000千円
				令和4年度	99,000千円
				導水管布設工事（江畑）	350,000千円
				令和3年度	100,000千円
				令和4年度	250,000千円

（企業債の補正）

第5条 企業債を次のとおり補正する。

補 正 前

起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	2,334,300千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

補 正 後

起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	1,728,900千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	286,661千円	710千円	287,371千円

令和3年度福島県地域開発事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 地域開発事業収益	1,330,049千円	△39千円	1,330,010千円
第1項 営業外収益	1,330,048千円	△39千円	1,330,009千円
支 出			
第1款 地域開発事業費用	68,133千円	△20,485千円	47,648千円
第1項 営業費用	33,005千円	△13,810千円	19,195千円
第2項 営業外費用	35,127千円	△6,675千円	28,452千円

（一時借入金の補正）

第3条 一時借入金の限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
647,752千円	△3,332千円	644,420千円

令和3年度福島県立病院事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和3年度福島県立病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
患 者 数			
入院患者 年間患者数	59,954人	△9,704人	50,250人
1日平均患者数	164人	△26人	138人
外来患者 年間患者数	103,835人	3,292人	107,127人
1日平均患者数	427人	8人	435人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	7,539,356千円	△202,000千円	7,337,356千円
第1項 医業収益	2,816,307千円	△135,334千円	2,680,973千円
第2項 医業外収益	4,719,400千円	△77,201千円	4,642,199千円

第3項 特別利益	3,649千円	10,535千円	14,184千円
支 出			
第1款 病院事業費用	7,487,417千円	△113,832千円	7,373,585千円
第1項 医業費用	7,218,746千円	△122,715千円	7,096,031千円
第3項 特別損失	63,917千円	8,883千円	72,800千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	3,831,769千円	8,251千円	3,840,020千円
交際費	833千円	20千円	853千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
737,274千円	△21,945千円	715,329千円